

部 会 だ よ り

◆源泉研究部会◆

第294回研修会 ～退職金に係る源泉～

第294回研修会が6月6日に法人会館にて開催され、講師の宮崎上席より平成20年度税制改正並びに退職所得に係る源泉の説明をして頂きました。特に退職所得に係る源泉について改めて確認すると、今までの手続きに間違いは無かったものの細かい内容も知らずに手続きさせていた自分に恥ずかしさを感じました。



改正の都度 知識を明確にして…

関東バス(株) 土屋 敏和

関東バスでは退職金の一部について適格年金制度を採用しており、その適格年金制度を平成18年11月に確定給付年金並びに



講師の宮崎上席



柳澤統括官

確定拠出年金制度に変更致しました。

特に確定拠出年金は制度内容が複雑なため、社員に制度を理解してもらうことに力を入れておりましたが、退職所得に係る源泉も重要視して社員に説明して参りたいと思います。

また源泉制度は常に改正されますので源泉を扱う担当事務員として、知識を明確にさせて貰える法人会源泉研究部会研修会に、今後も積極的に参加させて貰いますのでよろしくお願い致します。

源泉所得税の改正のあらまし

- 一. 源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡所得に対する源泉徴収税率及び上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率に係る軽減税率(10%)の特例が廃止。
- 一. 上場株式等の配当等に係る配当所得の申告分離選択課税が創設。
- 一. 住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例が創設されるとともに、住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等の範囲を拡充。
- 一. 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限が平成22年12月31日まで2年延長。
- 一. 公益法人制度改革による新たな公益法人制度の創設に伴い、所得税法別表第一(公共法人等の表)に掲げられることとなり、これらの法人が支払を受ける一定の利子等に係る源泉所得税は非課税とされる。

(平成20年12月1日から適用)

◆女性部会◆

第117回研修会 ～ケニア大使館見学～

朝、中野税務署にご赴任された税務署長と副署長のご挨拶を戴いた後、ケニア大使館を目指し出発致しました。大使館は厳かで家庭的な雰囲気を持った建物で、領事が私達を暖かく出迎えてくれ、ケニアにおける歴史を説明して下さいました。

ケニアは1963年に英国の植民地支配から独立を勝ち取り共和国として誕生し、当初から日本政府は独立国ケニアを承認しいち早く日本大使館をケニアに設置、ケニアも東京に大使館を開設しました。

当番幹事(株)クリスタリーノ 白井 久代

それ以来、ケニアは日本にとって、アフリカ諸国への入口として、又、これらの地域での外交関係において、重要なパートナーとなったそうです。

このような貴重なお話を伺っていると、お食事の時間となりシェフが腕をふるって下さった料理、輸出量世界1位の紅茶を戴き美味しく満足致しました。

万年雪を抱く赤道直下のケニア山、魅力的な特徴に富んだ大使館を訪問でき感激致しました。



ケニアがとても身近になりました



デニス N.O. アウォリ特命全権大使



食事後、まるでケニアに行ったかのように…